



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆様へ ～業種別支援金一覧(尾花沢市関連)～

業種	No.	支援金等の名称	概要	主な要件
全業種	1	尾花沢市中小企業振興資金融資制度の利子補給	運転資金の融資。取扱金融機関との約定利率が1.6%未満の場合、利子を全額補給。保証料を60%補給。	売上高の減少により経営に支障を生じている方
	2	雇用維持応援支援金	雇用調整助成金を国へ申請する際、社会保険労務士等へ代行申請する手数料に対する助成 [上限 30 万円]	事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者の雇用維持を図った場合
山形県から営業自粛要請を受けた対象施設	3	緊急経営改善支援金 (山形県及び尾花沢市)	県からの営業自粛要請に協力する事業者の経営改善の検討に対する支援金 [県と市からの合計額: 法人 40 万円、個人事業者 20 万円、事業所を賃借している個人事業者 40 万円]	次のいずれにも該当する事業所 ①営業自粛(4/25～5/10)を行った事業所、②新型コロナウイルスを乗り越えるための経営改善の検討を行う事業所
↓ 緊急経営改善支援金 (No.3)に加えて支援				
運転代行業	6	事業持続化応援支援金	運転代行業を営んでいる事業者に対し支給。 [登録車両 1 台あたり 3 万円(上限 30 万円)]	3～5 月のいずれかの 1 カ月の売上げが前年同月に比べて 20%以上減少している事業所。
旅行業 貸切バス業	6	事業持続化応援支援金	旅行業、貸切バス業を営んでいる事業者に対し支給。 [従業員 1 人あたり 3 万円(上限 30 万円)]	
旅館業 (温泉旅館は除く)	6	事業持続化応援支援金	旅館 (温泉旅館は除く)、ビジネスホテルを営んでいる事業者に対し支給。 [客室 1 室あたり 2 万円(上限 20 万円)]	
↓ 自粛要請に該当しない場合				
飲食サービス業	4	事業持続化応援支援金	県の自粛要請に該当しない飲食サービス業を営んでいる事業者に支給。 [10 万円]	3～5 月のいずれかの 1 カ月の売上げが前年同月に比べて 20%以上減少している事業所。 ただし、緊急経営改善支援金 (No.3 事業) を受給できる場合は対象外。
	5	事業持続化応援支援金 (家賃支援)	店舗を賃借し、飲食サービス業を営んでいる事業者に対し、家賃 2 カ月分を支援 [上限 20 万円]	
小売業	5	事業持続化応援支援金 (家賃支援)	店舗を賃借し、小売業を営んでいる事業者に対し、家賃 2 カ月分を支援 [上限 20 万円]	
タクシー業	6	事業持続化応援支援金	タクシー業を営んでいる事業者に支給。 [事業者割 10 万円+登録車両 1 台あたり 3 万円(上限 30 万円)] ※運転代行業で緊急経営改善支援金を受ける場合、事業者割は該当しません。	3～5 月のいずれかの 1 カ月の売上げが前年同月に比べて 20%以上減少している事業所。

※事業No.は、市独自支援制度の事業番号に対応しており、事業ごとのチラシにも番号が記載されています。